

特別養護老人ホーム千早赤阪春の家運営規程

（目的及び基本方針）

第1条 この規程は、社会福祉法人 一会が運営する特別養護老人ホーム千早赤阪春の家（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１） 名 称：特別養護老人ホーム 千早赤阪春の家

（２） 所在地：大阪府南河内郡千早赤阪村大字東阪１２２－１番地

（入所定員）

第3条 施設の入所定員は６８名とする。（他に短期入所生活介護の入所定員は１０名。）

（職員の区分及び定数）

第4条 施設に次の職員を置く。（短期入所生活介護の職員を含む）

（１）	施設長（管理者）	1 名
（２）	事務員	1 名
（３）	生活相談員	指定基準 1 名
（４）	介護職員	指定基準 2 3 名
（５）	看護職員	指定基準 3 名
（６）	機能訓練指導員	指定基準 1 名
（７）	介護支援専門員	指定基準 1 名
（８）	医師	1 名（職託）
（９）	（管理）栄養士	1 名

(10) 調理員 7名（業務委託）

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

（職務及び職務権限）

第5条 職員の事務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者）

施設の管理を一元的に行い、指定介護老人福祉施設及び老人福祉施設の運営に関して法令を遵守し、従業者に指揮命令を行う権限を有する。
職務辞令の発議権限を有する。（辞令の決定権は法人理事長にある）
施設会計責任者の権限を有する。

(2) 事務員

施設の会計事務に従事し、施設会計の出納業務を行う。
但し、会計責任者ではない。

(3) 生活相談員

入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事し、稟議書の作成、提出を行う、権利を有する。

(4) 介護職員

入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事し、
介護主任は、ケース会議等の介護に係わる、発議権限を有する。

(5) 看護職員

入所者の看護、保健衛生の業務に従事し、
主任看護職員は、ナース会議等の医務に係わる、発議権限を有する。

(6) 機能訓練指導員

入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
機能訓練指導員の発議権限は、主任看護職員に総括される。

(7) 介護支援専門員

入所者の介護支援に関する業務に従事する。
介護支援専門員の発議権限は、主任相談員に総括される。

(8) 医師

入所者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
施設入所者への医療方針において権限を有する。

(9) (管理) 栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事し、栄養士業務に於ける発議権限を有する。

(10) 調理員

(管理) 栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2. その他、業務分担は、職務辞令により行う。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) ケース会議
- (3) 身体拘束廃止委員会
- (4) 事故防止検討委員会
- (5) 感染症対策委員会
- (6) 虐待防止委員会
- (7) 給食会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が定める。

(利用料金及びその他費用)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額（告示上の額）から当該指定介護福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入所者から受ける事ができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 1, 445円/日
胃瘻による経管栄養食の費用
F2ライト300（1日3回使用）1日 990円（消費税込）
F2ライト400（1日3回使用）1日 1320円（消費税込）
滅菌水費用 1日 100円（消費税込）
- (2) 居住に要する費用 従来型個室 1, 171円/日 多床室 855円/日
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）
- (4) 理美容代 実費
- (5) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。なお、第2号について、指

定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

(6) 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収しないものとする。

(7) 金銭管理料

	通帳のみ	小遣い	通帳印鑑出金有り
1ヶ月費用	無料	複写物1枚につき20円	800円

(金融機関へ行く為の交通費相当額)

(8) レクリエーション参加費

日帰り旅行・一泊旅行・喫茶・宴会等

実費（交通費・宿泊費・特別な飲食等費用）

(9) クラブ参加費

実費（材料費等）

図書クラブ・園芸クラブ・生け花クラブ・絵画等

(10) 個人で使用するテレビ等の電気代 1日あたり 20円（消費税込）

個人で使用する在宅酸素濃縮機の電気代 1日あたり 70円（消費税込）

(11) サービス提供についての記録等の複写物の交付にかかるコピー代。

1枚 20円（税込）

(12) 前1号から11号までに掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

実 費

4 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者及び家族の同意を得るものとする。

5 施設は、第3項各号に定める利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明を行い当該利用料を相当額に変更する

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告上の額と同額の利用料とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所者又は

その家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、居住費等その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る。

（提供拒否の禁止事項）

第10条 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

（受給資格等の確認）

第12条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

（要介護認定の申請にかかる援助）

第13条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意見を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前には行われるように必要な援助を行う。

（入退所）

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

2 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるように努める。

3 施設は、入所申込者の入所に際しては、居宅介護支援事業所に対する照会等により、入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。

- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 6 施設は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及び家族の希望、入所者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業所に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の記録)

- 第15条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を当該入所者の被保険者証に記載する。
- 2 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録する。

(保険給付のための証明書交付)

- 第16条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

(指定介護福祉施設サービスの取り扱い方針)

- 第17条 施設は、施設サービスの計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状態等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行う。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 施設の職員はサービス提供に当たって、懇切丁寧を旨として、入所者又は家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 施設はサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束等に係る態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 入所者又は、その家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。
 - 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

第18条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるように努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現在抱かえる問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という）にあたっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に入所者に面接する。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービスの計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。

- (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合

12 必要に応じて第2項から第8項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(介護)

第19条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第20条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

- 2 施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第21条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第22条 施設は、入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入所者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難な場合は、その同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。
- 5 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

(機能訓練)

第23条 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又は、その減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第24条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に対し、入所者の健康手帳に必要な事項を記入する、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第25条 施設は、入所者について、病院又は、診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて便宜を提供するとともに、やむ得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所できるようにする。

(入所者に関する保険者への通知)

第26条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第27条 施設の管理者は、当該施設の職員の管理、業務の実務状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 施設の管理者は、職員に運営規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか次に掲げる業務を行う。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状態、生活歴、病歴、指定居宅サービスの利用状況等を把握する。

(2) 入所者の心身の状態、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅におい

て日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、職員の間で協議する。

- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所の為に必要な援助を行う。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。
- (5) 第17条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状態並びに緊急やむ得ない理由を記録する。
- (6) 第38条第2項に規定する苦情内容等を記録する。
- (7) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(勤務体制の確保等)

第29条 施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 前項の職員の体制をさだめるに当たって、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入所者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

4 施設は、職員に対して、その質の向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第30条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。ただし、災害その他やむを得ない事情ある場合は、この限りではない。

(緊急時の対応)

第31条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関病院等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 施設は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
 - ② 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - ③ 前二号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。
 - 4 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第33条 施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めてその他必要な訓練を年2回以上行う。
- 2 施設は、消防法に準拠し非常災害に関する具体的計画を別に定める。

(衛生管理等)

- 第34条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。
- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(重要事項の揭示)

- 第35条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

(秘密保持等)

- 第36条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことのないように必要な措置を講ずる。
- 2 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入所者に関する情報を提供する際にはあら

かじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設から退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第38条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 施設は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(地域との連携)

第39条 施設は、運営にあたっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

2 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

(会計の区分)

第40条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第41条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から、2年間保持する。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入所者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(施設利用の留意事項)

第42条 施設の利用にあたり入所者の共同生活の場として、快適性、安全性を確保する為以下の事項を遵守することを明記する。

(1) 持ち込みの制限

- 入所における所持品は、入所者が日常生活に必要な身の回り品 とする。
- 危険物の持ち込み禁止。高額な貴重品の持ち込み禁止。
- 預金通帳、通帳印、通貨、証書類の持ち込みは、別途定めた規定により行う。

(2) 面会

面会時間は 9:00～17:00 とし

来訪者は、必ずその都度、氏名と面会時間を届け出なければならない。

来訪者は、生鮮食料（生魚・生卵等）、施設が危険と考える物品（刃物・火器等）を持ち込んで서는ならない。

(3) 外出・外泊

入所者が外出・外泊する場合は、事前に、書面による申し出を必要とする。

(4) 食事

- 食事が不要な場合は、書面による申出を行う。
- 前日までに1日分（朝・昼・夕）食事が不要と書面による申出があった場合は、第7条3(1)に定める「食事の提供に要する費用」は請求しない。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 入所者は居室および共用施設、法人の敷地をその本来の用途に従って利用する。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設の建物や、設備を壊したり、汚したりした場合は、入所者及びその家族に現状復帰に係る費用の請求、または物品の代価の支払を求める。
- 入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要の為、法人の職員及び法人が依頼した専門業者が入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。但し、その場合、入所者のプライバシー保護について、十分な配慮を行う。

○入所者及びその家族は、施設の職員や他の入所者等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、人権侵害行為を禁止する。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙は禁止とする。

(7) サービス利用中の医療の提供について

緊急等に医療を必要とする場合は、契約者の希望により、併設の診療所や下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができる。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではない。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもない。) 医療に係る費用は、入所者負担である。

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 敬仁会 南河内おか病院
所在地	大阪府河内長野市木戸東町1番1号
電話番号	0721-55-1221
診療科	内科、外科、脳神経外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科
ベット数	118床

医療機関の名称	医療法人 さくら会 さくら会病院
所在地	大阪狭山市半田5丁目2610-1
電話番号	072-366-5757
歯科医療機関名称	木下歯科医院
所在地	富田林市須賀3丁目5番23号
電話番号	0721-52-6477

(高齢者虐待防止)

第43条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他施設の運営に関する重要事項)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。